



国土交通省

東北運輸局青森運輸支局
プレスリリース

《発表記者会:青森県政記者会》

令和2年3月13日

国土交通省東北運輸局

八戸圏域地域公共交通再編実施計画の変更を認定 ～2次再編の実施～

八戸圏域地域公共交通再編実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、令和2年3月12日付けで変更の認定を行いましたのでお知らせいたします。

今回の計画は、八戸圏域の広域路線バスと地域内交通について、路線の重複解消を図るなど一体的に見直し段階的に再編事業を拡大し、圏域全体の公共交通ネットワークにおける生産性・利便性の確保・維持を目的としています。

- 地域公共交通再編実施計画とは、路線網の再編等を行い、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業（地域公共交通再編事業）を実施するために必要な事項を具体的に定めた計画です。
- 同計画の制度は、平成26年の地域公共交通活性化再生法の一部改正により創設され、これまでに全国で37件（東北運輸局管内では2件）が認定されております。（令和2年1月末現在）
- 今回の計画は東北で初めて圏域で認定した八戸圏域地域公共交通再編実施計画（平成31年3月認定）の2次再編による計画変更認定（段階的再編実施も東北初）となります。なお、生産性及び利便性の向上を目指し、2次再編では以下の目標を設定しています。
 - ・ 1日あたり運行回数（平均）：再編前905.8回 ⇒ 再編後846.9回
 - ・ 収支率（路線バス等）：再編前66.1% ⇒ 再編後67.4%
- 本計画は、八戸圏域地域公共交通網形成計画（平成31年1月策定）に基づき、バス路線網の見直しを1次～3次に段階的に実施することとしており、今回の変更認定は令和2年度に2次再編を行うためのものです。なお、3次再編については令和3年度に実施する予定です。（事業概要は別紙参照）



《問い合わせ先》

東北運輸局 交通政策部 交通企画課
鎌田・鈴木

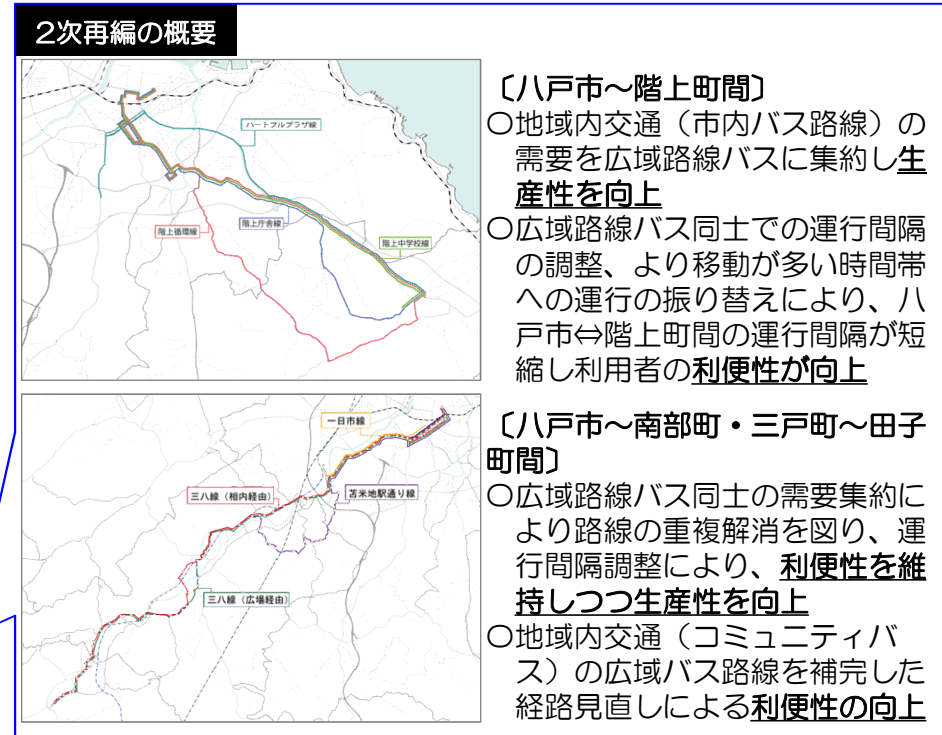
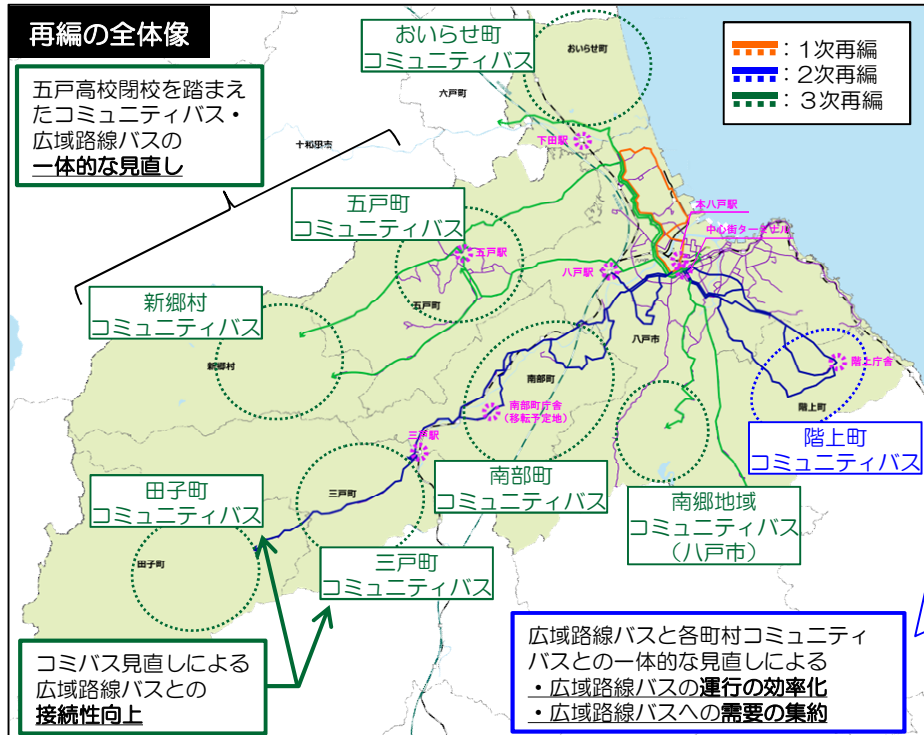
TEL：022-791-7507

八戸圏域地域公共交通再編実施計画(2次再編)

- 広域路線バスと地域内交通について、路線の重複解消を図るなど一体的に見直し
- 段階的に再編事業を拡大し、圏域全体の公共交通ネットワークにおける生産性・利便性を確保・維持

【作成主体・計画区域】 八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町

【計画期間】 2019年4月1日～2024年3月31日（5年間）※1次再編：2019年実施、2次再編：2020年実施、3次再編：2021年4月以降を予定



【主な事業内容】

○八戸市内幹線軸の利便性向上

- 人口の集積状況に合わせた経路の見直しによる路線バスの利便性の向上
- 過密運行なリソースを活用し人口が増加する地域へ運行を充当し利便性の向上

○広域路線バスと地域内交通の一体的な見直し

- 地域内交通から広域路線バスへの運行経路見直し等を通じた需要の集約
- 広域路線バスとコミュニティバス等の役割分担等による運行の効率化

○地域の実状等の変化に伴う広域路線バス等の見直し

- 鉄道、広域路線バス、地域内交通等の接続性の向上による圏域住民の移動ニーズへの対応

【2次再編による変化】

- 1日あたり運行回数（平均）
再編前905.8回
⇒再編後846.9回
- 収支率
再編前66.1%
⇒再編後67.4%